

日…日時  
場…場所  
内…内容  
対…対象者  
定…定員  
持…持参品  
募…募集期限・期間  
申…申込方法・申込先

円…参加費  
講…講師  
備…ほかの情報  
FAX…ファクス番号  
Eメール  
問…問い合わせ先

### お知らせ

#### 緊急地震速報訓練を行います

日 11月1日(水) 10時ごろ  
内 Jアラート(全国瞬時警報システム)を用いた緊急地震速報の全国的な訓練を行います。

当日は、市内全域に防災有線告知システムから音声による放送と、登録されている方には防災・広報メールを配信します。

※気象状況などによって中止する場合があります

#### 防災・広報メール登録方法

左のQRコードで読み取ったアドレスまたは、次のメールアドレス宛に「件名、本文」が空欄の空メールを送信してください。

メール送信後、返信メールが届き登録が完了となります。



✉ [diss-mline-entry@bousai.shikokuchuo.jp](mailto:diss-mline-entry@bousai.shikokuchuo.jp)

※携帯電話やスマートフォンでドメイン指定受信を行っている方は、防災・広報メールアドレス (notep1@bousai.shikokuchuo.jp) またはドメイン (bousai.shikokuchuo.jp) を追加しメールが受信できるように設定変更をしてください

問 安全・危機管理課 28・6934



#### 地方祭のこみ収集休業日

地方祭によるごみの収集休業日は次のとおりです。休業日にはごみを出さないようご協力をお願いします。

川之江・土居・新宮地域

10月14日(土)

市内全域

10月23日(月)



問 生活環境課 クリーンセンター

28・6015

#### 国保・後期高齢者医療の加入者及び福祉医療受給者の方へ

交通事故などで保険証、受給者証を使うときは必ず届け出が必要です。

交通事故など、第三者の行為によってけがをしたり病気になったりした場合は、加害者が治療費を負担することが原則ですが、すぐに損害賠償できない場合は、「第三者行為による傷病届」を届け出ることによって健康保険や受給者証で治療が受けられます。

しかし、届け出をしなかった場合、本来加害者が負担すべき医療費まで被保険者のみなさんが負担することになります。保険料軽減のためにも必ず届け出ましょう。

※加害者から直接治療費を受け取ったり、届け出前にすでに示談が成立していた場合、健康保険などが使えなくなる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

#### 届け出に必要な書類

保険証(受給者証)、印鑑、事故証明書(後日でも可)、個人番号(マイナンバー)カードまたは番号通知カード

届け出・問い合わせ先

国保医療課  
国民健康保険係 28・6020  
後期高齢者医療係・福祉医療係  
28・6017

#### 合併浄化槽設置を補助します

対次の条件を全て満たす方

- 平成30年3月末までに設置を完了する方
- 5人槽・7人槽・10人槽のいずれかを設置する方
- 公共下水道事業認可区域外に設置する方
- 過去にこの補助金を受けたことがない方

#### 平成29年度補助金限度額

区分	新規	転換
5人槽	220,000円	332,000円
7人槽	276,000円	414,000円
10人槽	364,000円	548,000円

転換…汲取り便槽・単独浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えのこと。

※必ず浄化槽設置工事前に申請してください

問 生活環境課 28・6145



平成 29 年度

## 住宅耐震化促進リフォーム等補助事業

現在受付中 ※まだ予算に余裕がありますので、リフォームをお考えの方はぜひご活用ください

受付場所 建築住宅課（消防防災センター 5 階）

市では、地震に対する住宅の安全性の確保、居住環境の質の向上を図るリフォームなどの工事を応援します！

### 基本工事補助

一般リフォーム補助 上限 **10 万円**

木造住宅リフォーム補助 上限 **15 万円**

木造住宅耐震化リフォーム補助  
上限 **20 万円**

※耐震改修事業補助による上限 **90 万円**と併せて利用できます

※補助率は、補助対象工事費の 10%（各補助の上限額は上記のとおり）です。また、工事費が 10 万円以上（税抜き）の工事が対象です

### 加算工事補助

省エネリフォーム補助

基本工事補助の上限額に **5 万円を加算**

※省エネリフォーム工事費用の合計が 10 万円以上（税抜き）となるリフォームが対象です（製品代+工事費）

+

木造住宅耐震化リフォーム補助  
+  
省エネリフォーム補助  
+  
木造住宅耐震改修事業補助  
**補助額最大**  
**115 万円**

※補助制度の内容や手続き方法など、詳しくは、広報 5 月号をご覧くださいか、建築住宅課までお問い合わせください

☎ 建築住宅課 28-6183

## 野焼きは法律で禁止されています！

⚠ 野焼きによる火災も多発しています

◆野焼きとは？

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを野焼きと言います。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されています。

◆野焼きはなぜいけないの？

野焼きは、発生する煙の悪臭や洗濯物などへの臭い移りなど周辺の住民のみならず大変迷惑となります。また、燃焼温度が低いため、燃やすものによってはダイオキシンなどの悪性物質も発生し、健康や自然環境に深刻な影響を与えます。

さらに、周辺の住民のみならず火災と間違えて 119 番に通報するケースや、延焼し火災が発生するケースも起きています。

◆野焼きの例外行為はあるの？

- 国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合
- 災害の予防、応急対策、復旧のために必要な場合
- 風俗慣習上、宗教上の行事を行うために必要な場合
- 農業、林業、漁業のためやむを得ず行われる場合（廃ビニールや廃プラスチックなどは禁止）
- たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの（ドラム缶などの使用は禁止）

※右記の場合であっても燃やす量は最小限にとどめてください

※時間帯、周辺の住民、環境などに十分な配慮が必要です

※気象状況により中止をお願いします

る場合があります

※火災と紛らわしい煙が出る場合は消防署へ届出が必要ですよ

◆市などの対応は？

通報があった場合は警察、消防、市が現地を確認し、違反している場合には行政指導を行います。また、消火をお願いしています。また、例外行為の焼却であっても同様に消火をお願いします。

◆罰則はあるの？

野焼きをした個人や法人には、懲役刑若しくは罰金刑または両方が科せられる場合があります。また未遂であっても処罰される場合があります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 生活環境課 28・6145

消 消防本部 28・9119

四 四国中央警察署 24・0110



### 市道宮ノ谷長須線通行止め

市道宮ノ谷長須線の一部区間において、雨水排水管布設工事を行います。工事期間中は車両が終日通行止めとなるため、迂回路として国道11号をご利用ください。

ご理解とご協力をお願いします。

#### 通行止め予定期間

10月16日(月)～平成30年1月末

(年末年始は通行制限を解除します)

※歩行者、自転車は通行可能です(自動二輪車は通行できません)

問 下水道課 28・6230



### 路線バス運行時刻一部改正

#### 三島ー上分ー新宮・霧の森線

新宮から天日までの区間延長が終了し、運行時刻が改正となります。

#### 川之江ー新居浜線

「三島医療センター」バス停への立ち寄り便が減少するのに伴い、時刻改正する便があります。詳しくはバスの時刻表などでご確認ください。※全体の運行便数は変わりません。

路線バス 新宮線時刻表 (平成29年10月改正)

霧の森発	新宮発	上分	三島駅前着	備考
—	8:33	9:04	9:20	
12:20	12:28	12:59	13:15	変更なし
15:35	15:43	16:14	16:30	
—	17:57	18:28	18:44	※日祝運休
三島駅前発	上分	新宮着	霧の森着	備考
7:43	7:59	8:30	—	
11:00	11:16	11:47	11:55	変更なし
14:30	14:46	15:17	15:25	
17:05	17:21	17:52	—	※日祝運休

問 せとうちバス川之江営業所 56・2975

### 指定金融機関の交替について

本市の指定金融機関は、2つの金融機関を期間を定めて指定していますが、10月1日より、現在の株式会社伊予銀行から株式会社愛媛銀行へ、指定金融機関が交替します。

今後は平成32年9月まで、株式会社愛媛銀行が指定金融機関となります。指定金融機関が替わっても市税などの納付方法は今までと変わりません。

※指定金融機関とは、公金の収納や支払の事務を取り扱わせるために指定する金融機関のことです

問 会計課 28・6041

### 野良猫(地域猫)対策支援事業

内地域住民による地域猫活動の支援事業として避妊手術などを実施します。対生後6か月以上のメスの野良猫(県下で約100頭)

募 10月2日(月)～31日(火)

申 生活環境課

円 無料

問 愛媛県獣医師会

089・948・5367

生活環境課 28・6145



### あったかなまちづくり活動支援事業 二次募集審査結果

市民活動団体が自主的・主体的に行う公益的なまちづくりを支援する「あったかなまちづくり活動支援事業」の二次募集に応募のあった事業について、8月28日(月)に審査会を行い、次の結果となりました。

団体名 子育て応援倶楽部ブランコ

事業名 子育て応援倶楽部ブランコ特別講演会

補助限度額 14万6千円

団体名 金生川ラバーズ

事業名 金生川をよく知り、よくしていこう! 「PR事業」

補助限度額 40万円

団体名 ユアーズDIO

事業名 しこちゅー友遊ライブ

補助限度額 40万円

問 市民交流課 28・6014





## 柔道整復療養費に関するアンケート調査にご協力を！

医療費適正化の取り組みとして、国民健康保険を使って柔道整復施術（接骨院や整骨院の施術）を受けた場合、施術日や施術内容などについて、文書や電話でお尋ねする場合があります。けがをした箇所、原因、受けた施術内容の記録や領収書の保管を心掛けてください。

みなさんの大切な国民健康保険料を適正に運用するため、ご協力をお願いします。

問 国保医療課 28・6020

## ハロウィンジャンボ宝くじ発売

「ハロウィンジャンボ宝くじ」と「ハロウィンジャンボミニ」が2種類同時発売されます。

市では、この宝くじの収益金により配分される交付金を環境対策などの各種事業に活用しており、宝くじは私たちの身近な暮らしに役立てられています。収益金は各都道府県の販売実績などにに基づき交付されるため、ぜひ県内の売り場でお買い求めください。

**発売期間** 10月11日（水）～31日（火）  
**抽選日** 11月9日（木）  
問 企画課 28・6005

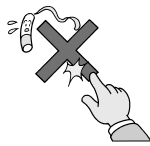
## 国民年金保険料の後納制度

過去5年間に納め忘れた保険料を納付することで、将来受給する年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成30年9月30日まで利用できます。すでに老齢基礎年金を受給している方は利用できません。後納制度を利用するには申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

問 ねんきん加入者ダイヤル  
0570・003・004  
新居浜年金事務所  
0897・35・1300

## 公園の利用について

みなさんが公園を気持ちよく利用できるよう、ゴミやタバコのポイ捨てはやめましょう。



問 都市計画課 28・6231

## 最低賃金改正のお知らせ

愛媛労働局では県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月1日から施行することとしました。

この決定により、10月1日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間739円以上としなければなりません。

問 愛媛労働局

089・935・5205  
新居浜労働基準監督署  
0897・37・0151



## 香川高等専門学校 入学者募集説明会

日 10月21日（土） 10時～12時  
場 川之江コミュニティセンター

多目的室（川之江町2975番地2）  
内 学校についての説明のほか、入学に関する質問にお答えします。

問 香川高等専門学校 学務課  
087・869・3866

## リハビリ専門職地域情報交換会 ～自分ができる支援について 考えてみませんか～

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるために、リハビリ専門職を対象に本市の活動や各職種の活動についての理解や情報交換のための研究会を行います。



日 11月13日（月） 19時～20時30分  
場 福祉会館4階 多目的ホール  
対 市内に在住または在勤の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士  
募 11月2日（木）まで  
申 氏名、職種、経験年数、所属、連絡先、Eメールアドレスを本文に明記のうえEメールでお申し込みください。  
✉ oosaki.masatoshi@hito-medical.jp  
問 訪問看護ステーションいしかわ  
58・7377（平日9時～17時30分）

## 自衛隊就職説明会

日 10月27日（金） 18時～19時  
場 福祉会館3階 会議室1

内 仕事内容や勤務体系、福利厚生など  
※詳しくはお問い合わせください  
問 自衛隊新居浜出張所  
0897・32・5396

## 募集

### 住宅マスタープラン委員会 委員募集

住宅マスタープランの策定など、住宅施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議する委員会の委員を公募します。

**任期** 11月13日～平成30年3月31日

**報酬** 1回につき7200円

#### 応募要件

○市内在住・在勤・在学で20歳以上の方  
○本市の職員を含む行政関係の職員または市議会議員でない方

でない方

定2名程度

募10月27日(金)まで

○住所、氏名、年齢、連絡先、応募の理由、知識経験を400字程度明記し、郵送・ファクス・Eメールのいずれかで提出してください(様式自由)。

#### 選考方法

書類選考し、結果は応募者全員に文書でお知らせします。応募書類は返却しません。

申問 建築住宅課 28・6184

〒799・0413

中曾根町500番地

FAX 28・6189

kenchiku@takucity.shikokuchuo.

ehime.jp

### 第4回しこちゅ〜スポーツフォト コンテスト2017

#### テーマ

「スポーツで、心もからだもイキイキしこちゅ〜」

○平成28年4月以降に撮影したスポーツに関する写真

○未発表の作品で、A4以上ワイド四つ切以下でプリントしたもの(データでの応募も可)

○カラー、モノクロは問いません

○応募は1人3点まで

○対市内在住・在勤・在学の方

募10月16日(月) 20時まで

○申市内各所の体育館に備え付けているチラシの応募票に題名、氏名、年齢、住所、電話番号、撮影日、撮影場所などを明記のうえ、作品とともに伊予三島運動公園体育館窓口に参加する、郵送またはEメールにて応募してください。

申問 伊予三島運動公園体育館

28・6071(火曜日は休館)

〒799・0422

中之庄町1665番地1

ito-s@shikochu-taikyo.jp



### アマチュア芸能団体の祭典 「ユーフェスタ2018」 出演者募集(参加無料)

日平成30年3月18日(日) 13時～

場土居文化会館(ユーホール)

対アマチュア芸能グループまたは個人

募10月31日(火)まで

○申ジャンル、グループ名、メンバー数、代表者の住所・氏名・電話番号、グループの紹介を明記のうえ、郵送またはファクスで応募してください(様式自由)。  
※主催者で選考後、全員に結果を通知  
※出演料なし

申問 土居文化会館(ユーホール)

28・6353

〒799・0712

土居町入野939番地

FAX 28・6388

### 自動車ナンバープレートへの 図柄導入にかかる意見募集

平成30年度中に、希望する方は自動車の「愛媛ナンバー」に「みきゃん」柄のナンバーを設置できるよう準備をしています。図柄の選定に当たり、県民の皆さまからご意見を募集します。詳しくは県ホームページをご覧ください。

募10月1日(日)～

問県地域政策課

089・912・2235



### 生きがい講座ライフデザイン 「楽しい着付け講座(後期)」 受講生募集

日11月8日～平成30年2月28日(毎週

水曜日・全15回) 10時～11時30分

場土居文化会館(ユーホール)

定6名

※定員を超えた場合は抽選(未受講者優先)し、全員に結果を通知

募10月25日(水)まで

円1800円(衣紋抜き代含む)

講岸 照子さん

※定員に満たない場合は、開講しないことがあります。また日程などを変更する場合があります

申問 土居文化会館(ユーホール)

28・6353

### 市内で働く看護師募集

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を控え、市内の看護師はまだまだ不足している状態です。

県看護協会では、看護師になるための資格取得の方法や、仕事内容、就職先などのご相談に無料でお答えします。詳しくはお問い合わせください。

問県看護協会

089・923・1287

(土・日・祝日を除く、9時～17時)

## 障がいのある方へ

### 精神障がい者家族のための 家族教室

日 10月25日(水) 13時30分～15時  
場 四国中央市保健センター1階  
内 クラスリの種類と作用について薬と  
うまく付き合おう、座談会  
対市民で精神障がい者のご家族の方  
講 高井智恵美さん(豊岡台病院薬剤師)  
申 問 地域活動支援センター 風楽里  
58・7033

### 精神障がい者に対する路線バス 運賃が割引されます

対精神障害者保健福祉手帳(1～3級・  
写真付き)所持者本人  
割引率 運賃の5割  
対象路線

伊予鉄道株式会社(伊予鉄南予バス  
株式会社含む)、宇和島自動車株式会  
社、瀬戸内運輸株式会社(瀬戸内海交  
通株式会社、せとうち周桑バス株式会  
社含む)、ジェイアール四国バス株式  
会社が運行する県内路線バス(高速バ  
ス、特急バス、リムジンバスなどは除  
く)

※精神障害者保健福祉手帳を提示する  
必要があります。

問 県障がい福祉課 障がい政策係

089・912・2422

### どんぐり運動会

日 10月26日(木) 10時～15時30分  
(受付9時30分～)  
場 伊予三島運動公園体育館1階  
メインアリーナ

内 地域で生活している精神障がいを抱  
えた方や入院中の人たちの交流を目的  
とした運動会

※要申し込み

申 問 どんぐり運動会実行委員会事務局  
(地域活動支援センター風楽里内)  
58・7033

### 車いす利用者列車体験

日 10月29日(日) 10時～

内 市内最寄り駅から観音寺駅まで車い  
すで乗車体験を行います。

対 車いす利用者(身体的な介助が必要  
な方は介助者をご参加ください)

定 3名 ※要申し込み

円 昼食代実費負担

問 障がいピアサポートセンター  
24・0439



## 障がいのある方へ 相談・支援事業

内容	日時	場所	問い合わせ先
パソコン文字入力講座 ※要事前申し込み	10/6(金)、10/13(金) 10:00～12:00	福祉会館3階 会議室・障がいピ アサポートセンター(商工会館)	障がいピアサポート センター 24-0439
県委託療育等支援事業 (講師派遣など)	随時	支援の必要な方が通う事業所、 幼稚園、保育園、学校など	澄心ばればれ 080-4659-8014
こども課ひろば活動療育 支援事業(親子あそび・相談)	週2回(火・金曜日)	みしま児童センター・ 川之江児童館	澄心ばればれ 080-4659-8014
障がい者の就労相談・支援 ※来所による相談は要予約	月～金曜日 9:00～17:30	サンハイツ三島中央1階 (三島中央3丁目13番12号)	ジョブあしすとUMA 23-6558(ファクス兼)

## 相 談

### 暴力特別巡回相談の開設

公益財団法人愛媛県暴力追放推進セ  
ンター(暴追センター)では、関係機関・  
団体と協力して、暴力のない明るいつ  
みよい街づくりを推進しています。

市内の各事業所から選任された不当  
要求防止責任者に対して、暴力団など  
からの不当要求被害防止のための講習  
を行うことになり、それに合わせて、  
暴追センター相談員、弁護士などに  
よる暴力特別巡回相談を開設します。

暴力団などからの不当要求や迷惑行  
為などについて、無料で相談を受け付  
けます。

日 10月17日(火) 10時～11時30分  
場 中之庄公民館1階

相談員

暴追センター相談員、弁護士、四国  
中央警察署警察官

問 市民くらしの相談課 28・6143

愛媛県暴力追放推進センター  
089・932・1893





## 10月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話でお問い合わせください。

法律相談 ※要予約会場の受付は相談日前日 17:15 まで		
10/ 4 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江庁舎旧館 1階 会議室	社会福祉協議会 28-6127
10/10 (火) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館 1階 相談室 3	
10/18 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江庁舎旧館 1階 会議室	
10/20 (金) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館 1階 相談室 3	
10/25 (水) 13:30 ~ 15:30	土居福祉センター※要予約	
10/26 (木) 10:00 ~ 12:00	新宮高齢者生活福祉センター	
11/ 1 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江庁舎旧館 1階 会議室	

司法書士相談 ※相談日前の平日 17:15 までに要予約		
10/ 5 (木) 13:00 ~ 16:00	福祉会館 1階 相談室 2・3	社会福祉協議会 28-6127
10/11 (水) 13:00 ~ 16:00	川之江庁舎旧館 1階 会議室	
11/ 6 (月) 13:00 ~ 16:00	福祉会館 1階 相談室 2・3	
11/ 8 (水) 13:00 ~ 16:00	川之江庁舎旧館 1階 会議室	

人権相談		
10/ 2 (月) 13:00 ~ 15:00	川之江庁舎 1階 相談室	人権施策課 28-6073
10/10 (火) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館 1階 研修室	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	松山地方務局四国中央支局 23-2407	

年金出張相談 ※要予約		
10/12 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	朝日文化会館 1階	新居浜年金事務所 (0897) 35-1445
10/26 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	朝日文化会館 1階	
11/ 2 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	朝日文化会館 1階	
11/16 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	朝日文化会館 1階	

行政相談 ※10月16日(月)~22日(日)は行政相談週間です		
10/ 2 (月) 9:00 ~ 15:00	土居庁舎 1階 会議室	総務課 28-6002
10/ 2 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館 1階 相談室 1	
10/10 (火) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館 1階 研修室	
10/16 (月) 10:00 ~ 15:00	福祉会館 1階 相談室 1	
10/17 (火) 13:30 ~ 15:30	川之江庁舎 1階 相談室	
10/23 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館 1階 相談室 1	

一般・消費・DV相談(相談窓口)		
10/ 5 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階 相談室	市民くらしの相談課 28-6143
10/10 (火) 9:00 ~ 11:30	土居庁舎 2階 会議室	
10/12 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階 相談室	
10/19 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階 相談室	
10/26 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階 相談室	
11/ 2 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階 宿直室	
11/ 7 (火) 9:30 ~ 11:30	新宮公民館 1階 研修室	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	市民くらしの相談課 (本庁 2階)	

暴力団相談		
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	愛媛県暴力追放推進センター 089-932-1893	

### もの忘れ相談(予約制)

日10/18(水) 13:30 ~ 14:30

場土居庁舎 1階 福祉窓口

定1人30分程度で2名まで

相談医師

森野日出緒さん(松風病院)

※すでに専門医を受診されている方は対象外で、ご家族のみの相談も可  
申問 高齢介護課 地域包括支援センター 28-6147

### もの忘れチェック体験

心配なものの忘れを早期に発見し、予防に取り組めるよう、パソコンを使ったタッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を体験できます。1人5分程度で簡単にできます!

日10/4(水)、11/1(水)

13:30 ~ 15:00

場福祉会館 2階 高齢介護課

日10/10(火) 13:30 ~ 15:00

場土居庁舎 1階 福祉窓口

申問 高齢介護課 地域包括支援センター 28-6147

65歳から74歳までの方で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療保険に加入できます。

詳しくは、お問い合わせください。

問国保医療課 後期高齢者医療係  
28-6017

### 今月の納期

市県民税 3期分

国民健康保険料 4期分

後期高齢者医療保険料 4期分

介護保険料 4期分

保育園保育料 10月分

幼稚園使用料 10月分

市営住宅使用料 10月分

市営住宅駐車場使用料 10月分

※納期限 10月31日(火)

水道料金 9月分

下水道使用料 9月分

※納期限 10月10日(火)

**無 料 相 談**

お気軽にご相談ください

相談名	日時・場所	内容・対象など	問い合わせ先
東予若者サポートステーション出張相談(予約制・無料)	10/2(月)、10/16(月)、 10/30(月) 13:00～17:00 ハローワーク四国中央1階 相談室	就職でお悩みの15～39歳 の方、またはその保護者	東予若者サポートステーション 0897-32-2181 新居浜市繁本町8-65
無料特許相談 (予約制)	11/6(月) 13:00～16:00 四国中央商工会議所	相談日の5日前までに電話 予約	四国中央商工会議所 特許相談係 58-3530
不動産無料相談 (予約制)	10/12(木) 13:00～17:00 宇摩建設会館3階	相談日前日までの13時～ 17時に電話予約(土・日曜 日を除く)	愛媛県宅地建物取引業協会 四国中央地区連絡協議会 24-2235
愛媛県行政書士会による 無料法律相談会	10/31(火) 10:00～16:00 福祉会館3階 会議室1	相続、遺言、農地などの活 用、会社や法人の設立など についての相談	愛媛県行政書士会四国中央 支部 56-3543
愛媛県社会保険労務士 会による無料相談会	10/29(日) 11:00～17:00 フジグラン新居浜1階 正面玄関入口横	労働問題、年金などについ ての相談	愛媛県社会保険労務士会 089-907-4864
愛媛県弁護士会による 無料法律相談会	10/11(水) 9:30～11:20 13:00～14:20 新居浜簡易裁判所	予約不可	新居浜簡易裁判所 0897-32-2743

**10月は「高齢者雇用促進月間」**

少子高齢化が急速に進展する現代社会において、高齢者をはじめ、働くことができるすべての人の就労促進を図り、全員参加型社会を実現することが重要です。

このような状況を踏まえ、高齢者がその意欲と能力に応じて働くことができる環境の整備を図るため、平成25年に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」の一部が改正されました。65歳まで安定して雇用することを目的としており、各企業には「高齢者雇用確保措置」が義務付けられています。

高齢者の多くは、65歳を超えても働きたいと考えており、高い就労意欲を持っています。高齢者が培ってきた経験と知識を生かし、健康で意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働き続けることができる環境の実現が求められています。

高齢者を活用することは、企業にとっても生産性の向上や勤務負担の軽減などのメリットがあります。働きやすい職場環境を整え、積極的に取り組んでいく必要があります。

年齢だけを理由に社会参加を妨げることは、人権侵害になります。「高齢者だから」という固定的な思い込みが、誤解や偏見につながります。他の世代と同様、ライフスタイルや

価値観は人それぞれです。若い頃に比べると身体の機能も衰え、不可能なことも出てきますが、社会貢献をしたいという高齢者はたくさんいます。高齢者も社会を構成するメンバーです。それぞれの個性や能力が尊重され、安心して生きることができる社会を実現しましょう。

**人権の日学習会**

日 10月11日(水) 19時30分～21時  
場 問川之江隣保館 28・6254

**人権標語募集**

応募いただいた標語は、11月26日(日)に開催する人権のつどいで展示する予定です。

申標語、氏名、年齢、住所、電話番号を明記のうえ、郵送・ファクス・Eメールのいずれかで応募してください(様式自由)。

募 11月10日(金)まで  
申問人権施策課 28・6073  
〒799-0497

三島宮川4丁目6番55号  
FAX 28・6056

✉ jinkensesakun@city.shikokuchuo.  
ehime.jp

